



熊本県公報

第12953号
令和2年(2020年)
8月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 阿蘇救急医療圏の救急病院に関する認定…………… (医療政策課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 2
- 令和2年度(2020年度)クリーニング師研修及び業務従事者講習に係る実施計画の一部変更…………… (薬務衛生課) 3
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の変更登録…………… (障がい者支援課) 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 7
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 13
- 土地改良区の役員を選任等…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 16
- 熊本県私立学校審議会開催…………… (私立学校審議会) 16
- 第1回県立高等学校あり方検討会の開催…………… (高校教育課) 17
- 令和2年度(2020年度)第1回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 17

告 示

熊本県告示第659号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
大阿蘇病院	阿蘇市一の宮町宮地5833番地	令和2年(2020年) 8月11日から 令和5年(2023年) 8月10日まで
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266	令和2年(2020年) 8月11日から 令和5年(2023年) 8月10日まで
阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧1153-1	令和2年(2020年) 8月11日から 令和5年(2023年) 8月10日まで
小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原1743番地	令和2年(2020年) 8月11日から 令和5年(2023年) 8月10日まで

熊本県告示第660号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社ライフケア 玉名市中751番地4	ライフケア六田デイサービスセンター 玉名市中751番地4	431100409	令和2年（2020年）8月12日	通所介護

熊本県告示第661号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社ライフケア 玉名市中751番地4	ライフケア六田デイサービスセンター 玉名市中751番地4	431100409	令和2年（2020年）8月12日	通所介護

熊本県告示第662号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社ライフケア 玉名市中751番地4	ライフケア滑石デイリハビリセンター 玉名市滑石2307番地1	431100410	令和2年（2020年）8月12日	通所介護

熊本県告示第663号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社ライフケア 玉名市中751番地4	ライフケア滑石デイリハビリセンター 玉名市滑石2307番地1	431100410	令和2年（2020年）8月12日	通所介護

熊本県告示第664号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定する研修及び
同法第8条の3に規定する講習として指定した令和2年度（2020年度）クリーニング
師研修及び業務従事者講習について、指定した次の主催者から会場変更の申請があり、当
該研修及び講習として指定したので次のとおり告示する。
令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1型研修

主催者（名称）	開催年月日	変更事項	
		旧	新
公益財団法人全国 生活衛生営業指導 センター	令和2年（2020年）8月23日 （日）	会場	
		桜十字ホールやつしろ 八代市新町5番20号	宇土市民会館 宇土市新小路町123

熊本県告示第665号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）
第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和2年
（2020年）熊本県告示第264号）を次のとおり変更したので、同条第10項におい
て準用する同条第5項の規定により公表する。
令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位資源にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制（以下「協定制」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成31年（2019年）の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

- 平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干
【まいわし】
- 平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干
【まさば及びごまさば】
- 令和元年(2019年)7月から令和2年(2020年)6月まで 若干
(2)第一種特定海洋生物資源の令和2年(2020年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
【まあじ】
- 令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干
【まいわし】
- 令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干
【まさば及びごまさば】
- 令和2年(2020年)7月から令和3年(2021年)6月まで 若干

3 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 (1)海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
 (2)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)
 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
 第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間)

令和2年(2020年)3月31日公表
 令和2年(2020年)8月21日一部改正

- 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針
- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
 - 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
 - 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
 - 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 - 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	7.0トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	7.0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事

管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

1 本県における第6管理期間（令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで）中の期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	7.0トン	7.0トン
うち令和2年（2020年）4月から6月	1.0トン	2.0トン
7月から9月	1.0トン	2.0トン
10月から12月	4.0トン	1.5トン
令和3年（2021年）1月から3月	1.0トン	1.5トン

注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。

2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1)各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業 ・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2)(1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・各漁業者は、支所長に電話連絡	・漁協（参事/支所長）は本県水産振興課にメール又はFAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参事に電話連絡	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3)(1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4)本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

ア)本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超える

おそれがあるとお認めるときは、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあるとお認めるときは、当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を待って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

ア) 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあるとき

- ・くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。
- ・生存個体はすべて放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第6管理期間までの超過分の差引等について

小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。

	超過量 合計	第3管 理期 間首 の差 引き 量	第4管 理期 間首 の差 引き 量	第4管 理期 間の 残量 による 差引 き	第5管 理期 間首 の差 引き 量	第5管 理期 間の 残量 による 差引 き	第6管 理期 間首 の差 引き 量	第7管 理期 間以 降の 差引 き 量合 計
第2管 理期 間超 過分	3.4 トン	0.3 トン	0.3 トン	0.7 トン	0.3 トン	0.4 トン	0.3 トン	1.1 トン

熊本県告示第666号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
児童発達支援・放課後等デイサービスばんぶきん	法人の名称	医療法人おがた会	特定非営利活動法人ばんぶきん	平成31年(2019年)4月1日
	事業所の所在地	熊本市北区飛田三丁目11番	熊本市北区山室五丁目3番20号	

公 告

熊本県公告第497号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（航空レーザ測量）	令和2年（2020年）7月16日から 令和3年（2021年）2月26日まで	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、八代市

熊本県公告第498号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和2年（2020年）8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城 イーランド
宇城市小川町河江字江端121番1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 - (変更後) 三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 橋本 勝
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社同仁堂 代表取締役 上野 景昭 熊本市中央区上通町2番7号	株式会社同仁堂 代表取締役 上野 景昭 熊本市中央区上通町2番7号
株式会社ファイブフォックス 代表取締役社長 上田 稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	退 店
株式会社ワールド 代表取締役社長 寺井 秀蔵 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	退 店

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目39番8号	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
日本トイザラス株式会社 代表取締役社長 モニカ・メルツ 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	日本トイザラス株式会社 代表取締役社長 アンドレ・アーチャー・ジ ェイブス 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717番地1	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717番地1
株式会社ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号	株式会社ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号
株式会社パレモ 代表取締役社長 小田 保則 愛知県稲沢市天池五反田1番地	パレモ・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 末永 淳 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目27-1 3名駅錦橋ビル6F
株式会社ヨネザワ 代表取締役社長 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	株式会社ヨネザワ 代表取締役社長 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号
島村楽器株式会社 代表取締役 島村 元紹 東京都江戸川区平井六丁目37番3号	退 店
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役社長 花谷 洋二 東京都杉並区西荻窪北二丁目28番7号	株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役社長 大野 禄太郎 東京都中央区築地四丁目1番1号
株式会社銀座伊勢由 代表取締役社長 天明 義彦 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5-5	退 店
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 茂年 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
株式会社まつや 代表取締役 松本 長康 長崎県大村市本町330番	株式会社まつや 代表取締役 松本 晋司 長崎県大村市本町330番地1
株式会社ハニーズ 代表取締役社長 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号	株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役社長 添田 順子 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号
株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役社長 安井 武昌 大阪府大阪市中央区備後町三丁目1番6号	退 店
株式会社美生堂 代表取締役 古井 祐二 葦北郡芦北町大字計石445号	株式会社美生堂 代表取締役 古井 祐二 葦北郡芦北町大字計石445号
株式会社シーズプランニング 代表取締役 関 好邦 東京都練馬区春日町六丁目19番8号	退 店

株式会社古荘本店 代表取締役社長 古荘 善啓 熊本市中央区古川町13番地	株式会社古荘本店 代表取締役社長 古荘 貴敏 熊本市中央区古川町13番地
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典 愛知県名古屋市長久区上社一丁目901番地	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典 愛知県名古屋市長久区上社一丁目901番地
株式会社亀屋 代表取締役 柏木 伸次 宇城市松橋町久具320番5号	株式会社亀屋 代表取締役 柏木 伸次 宇城市松橋町久具320番5号
株式会社ドウ・ヨネザワ 代表取締役 米澤 義一 熊本市東区若葉一丁目2番1号	退 店
ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井 眞一 熊本市東区平山町3006番2号	ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 塩原 礼貴 熊本市中央区安政町1番2号カーリーノ下通5F
ソックコウベ株式会社 代表取締役 日ノ本 欽也 兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目9	ソックコウベ株式会社 代表取締役 日ノ本 欽也 兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目9
株式会社ピアサーティ九州 代表取締役 高橋 章之 岡山県倉敷市宮前418番3号	退 店
合名会社大進 代表役員 甲斐 美由紀 熊本市東区健軍三丁目51番16号	退 店
合資会社那須商店 無限責任社員 隈部 朝行 宇城市小川町西北小川492番2号	退 店
有限会社赤いりぼん 代表取締役 高本 智子 熊本市北区楠二丁目1番51号	退 店
株式会社エス・アンド・エス 代表取締役 橋本 徹 宇城市小川町川尻279番3号	退 店
有限会社シンクライフ 代表取締役 廣瀬 和子 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目2番33号	退 店
株式会社マックハウス 代表取締役社長 舟橋 浩司 東京都杉並区梅里一丁目7番7号	株式会社マックハウス 代表取締役社長 岩上 豊 東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社ミツイシ 代表取締役 三ツ石 典幸 大阪府阪南市箱作2331番地	株式会社ミツイシ 代表取締役 三ツ石 典幸 大阪府阪南市箱作2331番地
株式会社ジーフット 代表取締役社長 服部 博幸 愛知県名古屋市長久区今池三丁目4番10号	株式会社ジーフット 代表取締役社長 堀江 泰文 東京都中央区新川一丁目23番5号
九州フジパンストアー株式会社 代表取締役 國廣 哲彦	九州フジパンストアー株式会社 代表取締役 高山 昭一

愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
株式会社ジェイ・ビー 代表取締役 光岡 利久 大阪府天王寺区堀越町13番18号	退 店
株式会社三貴 代表取締役 木村 和巨 東京都台東区浅草橋五丁目25番10号	退 店
有限会社リンクス 代表取締役 江川 佳文 熊本市南区白藤四丁目11番22号	有限会社リンクス 代表取締役 江川 佳文 熊本市南区白藤四丁目11番22号
有限会社ジェイ・プラス 代表取締役 宮村 晃一 福岡県小郡市寺福童496番11号	退 店
セイハネットワーク株式会社 代表取締役 坂口 正美 福岡県福岡市博多区店野町1番35号	退 店
株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志 高知県高知市本町四丁目1番16号	株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-1日本生命新横浜ビル7階
吉田 亜希 宇城市豊野町山崎1647	吉田 亜希 宇城市豊野町山崎1555-2
クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 森崎 郁夫 大分県中津市新博多町1723番地の1	退 店
株式会社ライトオン 代表取締役 横内 達治 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	株式会社ライトオン 代表取締役 川崎 純平 茨城県つくば市小野崎260-1
株式会社キャンパス 代表取締役 山本 長作 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号	株式会社キャンパス 代表取締役 山本 長作 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号
株式会社ポイント 代表取締役 遠藤 洋一 東京都中央区八重洲二丁目7番2号	退 店
株式会社タカキュー 代表取締役 白井 一秀 東京都板橋区松橋三丁目9番7号	株式会社タカキュー 代表取締役 大森 尚昭 東京都板橋区板橋三丁目9番7号
有限会社小笠原実業 代表取締役 小笠原 久 宇城市松橋町両仲間93番1号	退 店
有限会社ハルコーポレーション 代表取締役 中西 晴生 熊本市南区田迎二丁目3番12号	退 店
有限会社ケイ・カンパニー 代表取締役 小林 博光 天草市亀場町亀川1662番7号	有限会社ケイ・カンパニー 代表取締役 小林 博光 天草市亀場町亀川1663番1号
有限会社インス 代表取締役 山下 信也 玉名市山田1347番1号	退 店

有限会社カ・オール 代表取締役 松永 英子 熊本市中央区下通一丁目9番10号	退 店
合資会社ハヤカワ運動具店 代表取締役社長 川上 忠 熊本市東区渡鹿八丁目12番12号	退 店
株式会社キング 取締役社長 山田 幸雄 京都市下京区東塩小路高倉町2番の1	株式会社キング 取締役社長 長島 希吉 京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
有限会社エフケイ 取締役 栗原 八重子 宇城市小川町南海東1089番2号	退 店
株式会社ベベ 代表取締役 岡本 吉史 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号	退 店
株式会社OWL 代表取締役 石岡 靖博 熊本市西区春日三丁目15番1号	退 店
有限会社アレーズ 代表取締役 加納 力 熊本市中央区下通二丁目5番18号	退 店
株式会社カントリーウィーク 代表取締役 森田 淳志 熊本市東区龍田八丁目4番78号	退 店
株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役 横田 光夫 静岡県浜松市中区西丘町276番地5号	退 店
合同会社彩フレンド 代表執行役員 池田 裕康 熊本市東区长嶺東二丁目14番60号	退 店
有限会社北関東アズマン 代表取締役 新井 喜美夫 埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目501番地	退 店
有限会社コンシェルジュMドリーム 代表取締役 村山 真佐美 八代市千丁町新牟田94番6号	退 店
有限会社ビーエス広告社 代表取締役 網川 久 宇城市松橋町松橋112番3号	退 店
株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番1号	株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
株式会社クロノス 店舗開発第一部 柿沢 伸行 東京都千代田区九段北四丁目1番10号	退 店
株式会社エヌシーくまもと 代表取締役社長 橋本 日出男 熊本市中央区坪井二丁目2番42号	退 店
株式会社セルモ 代表取締役 安田 征史	退 店

熊本市中央区世安町155番地 有限会社松永壮デザイン事務所 代表取締役 松永 壮 熊本市中央区平成三丁目18番22号	退 店
入 店	株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山 誠一 兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
入 店	株式会社グローバルセレクション 取締役社長 森崎 崇 福岡県福岡市城南区茶山1丁目1-2
入 店	株式会社アップスイング 代表取締役 鈴木 康祐 鹿児島県鹿児島市東谷山5丁目41-17
入 店	ZAKANAKA株式会社 代表取締役社長 大楠 弘平 福岡県福岡市東区多の津2丁目6番4号
入 店	エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マ ウリッツ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 ヘレナ・ヘルマーソン 東京都渋谷区宇田川町33-6 Shibuya FLAG 6F
入 店	株式会社CHISEI 代表取締役社長 田中 成佳 熊本市東区長嶺東5-9-33アーバニテ 長嶺A103
入 店	株式会社メガスポーツ 代表取締役社長 石塚 幸男 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4日本 橋コアビル3F
入 店	クールカレアン株式会社 代表取締役社長 堀内 一夫 東京都品川区西五反田2-7-12五反田 第一生命ビルディング別館
入 店	株式会社ドリームファクトリー 代表取締役社長 井上 馨 大阪府大阪市北区梅田1-12-17梅田 スクエアビル16F
入 店	株式会社ジンズ 代表取締役社長 田中 仁 群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
入 店	有限会社ジェイ・プラス 代表取締役 宮村 晃一 福岡県小郡市寺福童496-11
入 店	株式会社ネクサスエンタープライズ 代表取締役 原本 一正 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13 号福永ビル2階A号室
入 店	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14 号

入 店	株式会社CHELSEA New York 代表取締役 北方 康弘 石川県金沢市矢木二丁目395番地1
-----	--

- 3 届出年月日
令和2年(2020年)7月29日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県宇城地域振興局総務振興課
令和2年(2020年)8月21日から令和2年(2020年)12月21日まで

熊本県公告第499号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉口 務	天草市有明町楠甫3782の1番地
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫4938番地3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫4751番地2
理事	丸田 起雄	天草市有明町大浦4222番地
理事	鶴田 清治	天草市有明町楠甫55の1番地
理事	尾崎 久雄	天草市有明町楠甫3459番地
理事	萩平 明雄	天草市有明町楠甫1447の2番地
理事	岳元 常廣	天草市有明町楠甫2471番地
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫2351番地2
理事	片平 輝夫	天草市有明町楠甫1000番地
理事	林田 文雄	天草市有明町楠甫3701の1番地
理事	中嶋 健	天草市有明町大浦4240番地7
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫2150番地4
監事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫3494の1番地
監事	渡邊 健一	天草市有明町大浦49番地
就任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫4938番地3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫4751番地2
理事	富崎 敏男	天草市有明町楠甫4334番地
理事	丸田 起雄	天草市有明町大浦4222番地
理事	鶴田 清治	天草市有明町楠甫55の1番地
理事	尾崎 久雄	天草市有明町楠甫3459番地
理事	萩平 明雄	天草市有明町楠甫1447の2番地
理事	岳元 常廣	天草市有明町楠甫2471番地
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫2351番地2
理事	片平 輝夫	天草市有明町楠甫1000番地
理事	川崎 誠一	天草市有明町楠甫3554番地
理事	堀 輝明	天草市有明町大浦4246番地4
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫2150番地4
監事	新田 八徳	天草市有明町楠甫3322番地
監事	丸田 一幸	天草市有明町大浦4224番地2

熊本県公告第500号

熊本市に事務所を置く秋津飯野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定によ

り公告する。
令和2年(2020年)8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	福島 周一	熊本市東区沼山津4丁目6番63号
理事	榮田 芳則	熊本市東区沼山津4丁目5番29号
理事	古川 憲一	熊本市東区沼山津3丁目10番93号
理事	村上 恵逸	熊本市東区沼山津3丁目3番33号
理事	湯川 雄二	熊本市東区沼山津3丁目13番36号
理事	桑田 浩一	熊本市東区沼山津2丁目15番31号
理事	澤田 伸一	熊本市東区沼山津3丁目13番23号
理事	榊田 豊	熊本市東区沼山津2丁目12番15号
理事	永田 光輝	熊本市東区東野1丁目19番26号
理事	中村 徳男	熊本市東区若葉6丁目7番25号
理事	小田 肇亮	熊本市東区秋津2丁目16番10号
理事	上野 直	熊本市東区秋津2丁目13番25号
理事	森永 修身	上益城郡益城町大字島田785番地1号
理事	宮永 和典	上益城郡益城町大字島田302番地
理事	木村 司	上益城郡益城町大字島田360番地
監事	福島 只秋	熊本市東区沼山津4丁目6番66号
監事	倉永 聖雄	熊本市東区沼山津3丁目5番65号
監事	三藤 佳信	熊本市東区秋津1丁目4番32号
監事	坂田 政也	上益城郡益城町大字島田310番地
就任		
理事	宮永 和典	上益城郡益城町大字島田302番地
理事	島田 孝光	熊本市東区沼山津3丁目11番69号
理事	上田 健一	熊本市東区沼山津4丁目8番2号
理事	福島 公次	熊本市東区沼山津4丁目11番80号
理事	上田 勝弘	熊本市東区桜木3丁目11番20号
理事	澤田 伸一	熊本市東区沼山津3丁目13番23号
理事	榊田 豊	熊本市東区沼山津2丁目12番15号
理事	沼津 美幸	熊本市東区沼山津2丁目8番5号
理事	中川 奉憲	熊本市東区沼山津3丁目13番5号
理事	中村 徳男	熊本市東区若葉6丁目7番25号
理事	永田 光輝	熊本市東区東野1丁目19番26号
理事	上野 直	熊本市東区秋津2丁目13番25号
理事	緒方 謙二	熊本市東区秋津2丁目15番32号
理事	野口 博光	上益城郡益城町大字島田363番地
理事	西村 幸人	上益城郡益城町大字島田331番地
監事	村上 恵逸	熊本市東区沼山津3丁目3番33号
監事	吉岡 義之	熊本市東区沼山津2丁目8番48号
監事	小田 肇亮	熊本市東区秋津2丁目16番10号
監事	松岡 幸喜	上益城郡益城町大字島田266番地

熊本県公告第501号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字土手ノ外299番
岡松 賢一	熊本市東区沼山津	熊本市東区戸島三丁目3831番1ほか1筆
福島 繁博	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字大城町2517番
岡松 幸一	熊本市東区小峯	熊本市東区戸島町2257番ほか2筆
有限会社グリーンファーム	熊本市東区戸島本町	熊本市東区戸島町1415番ほか8筆
山下 真功	熊本市東区小峯	熊本市東区戸島七丁目1902番ほか1筆
松田 啓吾	熊本市東区尾ノ上	熊本市東区戸島西六丁目2978番
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字中島割1002番ほか19筆
西村 憲幸	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町船津字田代1479番
末川 克博	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町河内字中畑3601番ほか3筆
福島 徳秀	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字上越2694番2ほか1筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字葭ノ本1241番・1242番合併1ほか1筆
渡辺 義治	熊本市南区御幸笛田	熊本市南区御幸笛田六丁目1500番2ほか1筆
栗崎 清史郎	熊本市東区東本町	熊本市南区近見四丁目226番ほか26筆
中村 宗徳	熊本市南区御幸木部	熊本市南区近見四丁目439番1ほか10筆
伊津野 道信	熊本市南区川尻	熊本市南区砂原町字下九反田768番
西田 哲治	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字熊免3040番1
橋本 博康	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字中道念482番ほか4筆
橋本 博康	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下三町608番2ほか1筆
奥畑 正成	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南下割3729番1
西田 哲治	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字下井龍3685番ほか7筆
平江 俊男	熊本市南区富合町木原	熊本市南区富合町木原字下飛田1101番
甲斐 裕治	熊本市南区城南町六田	熊本市南区城南町島田字堂免1026番1
成松 和徳	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字豊ノ内927番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町舞原字吉野原1018番ほか6筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町藤山字火ノ宮273番ほか4筆
農事組合法人アグリ郷おおい	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字木笠66番ほか2筆
楽農家合同会社	熊本市中央区琴平	熊本市北区梶尾町字北原115番ほか2筆
野口 和美	熊本市北区太郎迫町	熊本市北区立福寺町字今熊110番
立作 浩一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字畑1948番107ほか3筆

川邊 俊彦	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字松ノ本3129番
倉岡 明洋	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字吉原2344番
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字吉原2375番1ほか7筆
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字宮津留21番ほか3筆
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字前田888番1
成田 眞智子	上天草市大矢野町登立	上天草市大矢野町中字毛四郎4940番

2 認可年月日
令和2年(2020年)8月13日

熊本県公告第502号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 活芳	菊池市袈裟尾	菊池市袈裟尾字萬福ノ上116番ほか1筆
林田 政継	玉名市天水町立花	玉名市天水町竹崎字大島1022番1ほか2筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市河崎字大坪103番ほか1筆
多田隈 圭志	玉名郡南関町上坂下	玉名郡南関町大字上坂下字地藏3329番
徳満 成人	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字西米田3054番1
農事組合法人庄の夢	山鹿市鹿本町庄	山鹿市鹿本町庄字才地川原1184番ほか12筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)8月13日

熊本県公告第503号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字境1324番5
482.65平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字平田1128番地平田仮設団地2棟3号
小佐井 和典

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県私立学校審議会

- 開催日時
令和2年(2020年)8月26日(水)
午後1時30分から午後3時まで(予定)
- 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51

- 熊本テルサ 2階 ひばり
- 3 議題
 【諮問事項】
 くまもと清陵高等学校の学則変更認可について（公開）
 【事前協議事項】
 準学校法人の設立及び専修学校の設置認可に係る事業計画について（非公開）
- 4 傍聴者の定員
 5人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班）
 (096-333-2064)

県立高等学校あり方検討会公告第1号

第1回県立高等学校あり方検討会を次のとおり開催する。

令和2年(2020年)8月21日

県立高等学校あり方検討会会長

- 1 開催日時
 令和2年(2020年)8月24日(月)
 午後1時00分から午後4時00分まで(予定)
- 2 会場
 熊本市中央区水前寺公園28-51
 ホテル熊本テルサ1階テルサホール
- 3 議事
 (1) 県立高等学校再編整備等基本計画の成果と課題について
 (2) 県立高等学校の現状について
 (3) 「夢に挑戦できる魅力ある県立高校づくりに関するアンケート」(中高生・保護者アンケート)結果について
 (4) 県立高等学校のあり方と魅力づくりについて
 (5) その他
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、午後0時30分から午後0時50分まで、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い会場に入室することができる。
 (2) 希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- 6 非公開の案件
 「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準のAに該当する場合、一部非公開となることがある。
- 7 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 県立高等学校あり方検討会事務局
 (熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室)
 電話：096-333-2684

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

令和2年度(2020年度)第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和2年(2020年)8月21日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
 令和2年(2020年)8月31日(月)
 午後1時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
 令和2年度(2020年度)公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
 10人

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 傍聴にあたっての留意事項
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じていない場合は、会場に入ることができません。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話 096-333-2490